

広島県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市作木町香淀字唐谷一一〇七五の四から一一〇七五の七まで・一一〇八七の四（以上五筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため